

第9期介護保険事業計画に記載した「取組と目標」に対する自己評価シート(令和7年度実績)

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

第9期介護保険事業計画に記載の内容					令和7年度(年度末実績)			
区分	現状と課題	第9期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	第9期計画 掲載ページ	実施内容	自己評価	評価理由	課題と対応策
						【自己評価基準】 達成率90%以上=A 達成率70~89%=B 達成率50~69%=C 達成率50%未満=D		
①自立支援・介護 予防・重度化防止	<p>【現状】</p> <p>本市では、これまで自立支援、重度化防止等に資する施策として、多様で柔軟な介護予防・生活支援サービス事業を推進してきました。</p> <p>第8期計画では、利用者の介護予防や状態改善を目指し、よりきめ細やかに対応し適切なサービスを選択できるよう、地域ケア会議の開催など介護予防ケアマネジメントの質の向上に取り組むとともに、令和3年度からはフレイルチェック事業に関連し、産学官民が連携した高齢者のフレイル予防に関連するイベントを開催し、普及啓発を図ってきました。</p> <p>【課題】</p> <p>令和4年度介護予防・日常生活圏ニーズ調査によると、介護が必要となった原因のうち、疾患等によるものではない高齢による衰弱(フレイル)が20.6%、転倒・骨折は17.4%となっており、併せて、同調査において『「フレイル」という言葉を知らない」と答えた人の割合は54%となっていました。</p> <p>この結果を踏まえて、今後も引き続き、介護予防・生活支援サービス事業の充実を図るとともに、介護予防事業全体にフレイル予防の視点を取り入れ、住民主体の通いの場の拡充による介護予防活動の促進や、フレイルに関する知識の普及啓発に努め、健康寿命の延伸を図る取組を推進していく必要があります。</p>	<p>・住民主体型サービス(国のサービス類型・サービスB) 元気な高齢者、要支援等の方を対象に、住民ボランティア団体、シルバー人材センター又はNPO等が運営する訪問サービス(買い物、調理などの生活支援)や、通所サービス(介護予防体操、会食などを行う通いの場)を実施します。 元気な高齢者が活躍し、地域の中で自らの生きがいとして活動できるよう、ボランティアの支援と育成に努めます。</p>	<p>【住民主体型サービス延べ利用件数(訪問サービス)】 R6 300件 R7 310件 R8 320件</p>	67	<p>【住民主体型サービス延べ利用件数(訪問サービス)】 R6 512件</p> <p>【住民主体型サービス利用者及びボランティアの延べ参加者数(通所サービス)】 R6 4,800人 R7 4,900人 R8 5,000人</p>	A	<p>予定通りサービスを実施し、サービス利用者が目標を上回り増加した。</p>	<p>より広くサービスを周知し、利用者及びボランティアを増やすため、各地域高齢者支援センター等関係機関との連携を図る。</p>
		<p>・短期集中予防サービス(国のサービス類型・サービスC) 要支援等の方を対象に、専門職が個々の状況に合わせて、状態を改善するためのプログラムを集中的(3~6か月)に提供するサービスを実施します。 利用者が生活機能を向上させ、介護保険サービスを必要としない状態を目指し、主体的に健康づくりや介護予防に取り組むことができるよう支援します。</p>	<p>【介護予防・生活支援サービス事業(サービスB・Dを除く)を完全に卒業した件数】 R6 120件 R7 137件 R8 150件</p>	67	<p>【介護予防・生活支援サービス事業(サービスB・Dを除く)を完全に卒業した件数】 R7 116件</p>	B	<p>短期集中予防サービスをはじめとした事業を通して、利用者が、介護予防・日常生活支援総合事業から卒業し、介護保険サービスを必要としない状態を目指せるよう支援した。</p>	<p>後期高齢者人口の増加に伴い、フレイルの対象となる高齢者の増加が見込まれるため、高齢者が、主体的に健康づくりや介護予防に取り組むことができるよう、一般介護予防事業との運動を図る。</p>
		<p>・訪問型移動支援サービス(国のサービス類型・サービスD) 住民主体型通所サービスの利用者で、原則として、要支援等の方のうち、心身の状態等から送迎が必要と判断された方が利用できる、通いの場までの送迎サービスを実施します。</p>	<p>【訪問型移動支援サービス延べ利用件数】 R6 25,000件 R7 25,500件 R8 26,000件</p>	68	<p>【訪問型移動支援サービス延べ利用件数】 R7 35,127 件</p>	A	<p>予定よりも利用者件数が伸びており、利用者の拡大を図ることができた。</p>	<p>送迎事業者と利用者の調整に努め、事業の充実を図る。</p>
		<p>・介護予防講座の実施 介護予防事業全体にフレイル予防の視点を入れ、運動メニューを中心に口腔・栄養・認知症予防を取り入れた講座を開催し、仲間づくりや地域のつながりを深めながら、介護予防・フレイル予防の普及啓発を進めています。 また、新型コロナウイルス感染症や通いの場主催者の高齢化等により停滞した通いの場自体の拡充を目指すと同時に、介護予防ボランティアであるいきいきはだのサポーターの養成及び現任研修を実施し、活動の場の拡大を目指します。</p>	<p>【さわやか体操を実施する通いの場の数】 R6 30団体 R7 33団体 R8 36団体</p>	68, 69	<p>【介護予防講座】 うぐいす体操会、シニア元気度測定会、姿勢改善で痛み予防教室、エンジョイカレッジ、ミニデイサービス等 R7 232回 3,690人</p> <p>【いきいきはだのサポーターの養成及び現任研修】 R7 9回 197人</p> <p>【さわやか体操を実施する通いの場の数】 R7 40団体</p>	A	<p>介護予防講座において、フレイル予防の視点にいった講話を実施した。 地域における通いの場では、「さわやか体操でフレイル予防」プログラムを実施し、活動継続を支援することで、通いの場の拡充を図ることができた。 また、介護予防ボランティアの活動継続のため、定例会及び練習会を開催し、活動支援を行った。</p>	<p>後期高齢者人口の増加に伴い、フレイルの対象となる高齢者の増加が見込まれるため、介護予防講座同士との運動性を高めるとともに、いきいきはだのサポーターによるフレイル啓発活動を行い、フレイル予防の充実を図る。</p>
		<p>・出前講座の実施 地域全体で介護予防や防犯の意識が高まるよう、専門職等が講師となり、通いの場等に向いて講座を実施します。</p>	<p>【出前講座の実施回数と延参加者数】 R6 150回 2,800人 R7 150回 2,800人 R8 150回 2,800人 ※目標値は、防犯に関する講座を含めた数</p>	69 (59)	<p>【出前講座の実施回数と延参加者数】 R7 253回 3,434人 ※介護予防に関する講座のみの数</p>	A	<p>各地域活動団体からの依頼を受けて、出前講座を実施した。介護予防に資する内容を各専門職が講師となって提供することで、活動支援を図った。</p>	<p>後期高齢者人口の増加に伴い、フレイルの対象となる高齢者の増加が見込まれるため、高齢者自身がフレイル対策に取り組むことができる環境を整えるとともに、各団体の要望を確認しながら、介護予防に資する習慣を継続的に伝える。また地域の活動団体に周知を図ることで、新規申込みを増やす。</p>

第9期介護保険事業計画に記載の内容					令和7年度(年度末実績)			
区分	現状と課題	第9期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	第9期計画 掲載ページ	実施内容	自己評価	評価理由	課題と対応策
		<p>・認知症サポーターの養成 認知症の人への理解が深まるよう、地域、職域及び学校等、特に認知症の人と日常生活で接する機会が多い企業や事業所、公共交通機関等において、キャラバン・メイトによる「認知症サポーター養成講座」が開催できるよう、積極的に働きかけます。 さらに「ステップアップ講座」等を実施し、認知症の人に関する活動に積極的に参加できるよう支援するほか、関係機関や団体とともに、認知症の人や地域の支援ニーズにつながる仕組みづくりを努めます。引き続き養育市キャラバン・メイト連絡協議会と連携し、キャラバン・メイトの定期的な養成や、主体的な地域活動への支援を行います。</p>	<p>【認知症サポーター養成延べ人数】 R6 16,600人 R7 17,500人 R8 18,500人</p>	69 (53)	【認知症サポーター養成延べ人数】 R7 17,546人	A	予定通りの実施ができた。 開催方法を見直し、公開講座を開催することで新規の受講者層が広がった。	高齢化により地域のニーズはさらに高まることから、新しい認知症観の普及と活動の担い手の養成が必要である。実施方法を工夫するとともに、若い世代や企業等新規団体へのアプローチを図り、受講者数の増に努めるとともに、活動につながるよう関係機関と協力しながらステップアップ講座の開催に努める。
		<p>・地域介護予防活動の支援 高齢者にとっては居場所となり、支え手にとっては社会参加や生きがいとなるような、地域住民や民間事業者による自主的な介護予防活動を支援します。地域に通いの場を立ち上げ、継続していくことができるように活動経費の一部を補助するほか、市が活動を認定し、活動内容等の周知を支援します。利用者が安心して利用できるほか、様々な主体が参入しやすくなり、地域独自の支え合いの関係づくりを促進します。</p>	<p>【地域介護予防活動団体の補助交付団体数と認定団体数】 R6 補助:80団体 認定:17団体 R7 補助:85団体 認定:18団体 R8 補助:90団体 認定:19団体</p>	69 (57)	【地域介護予防活動団体の補助交付団体数と認定団体数】 R7 補助:70団体 認定:17団体	A	目標値には届かなかったが、新規団体の登録を得ることができた。	活動を担う団体構成員の高齢化は活動継続の課題である。地域でのつながりを強化することで、連帯感、安心感を生み、より充実した時間を過ごせるよう、活動の周知を行う。
		<p>・認定ヘルパー研修 本市独自の介護予防事業である、介護予防・日常生活支援総合事業の基準緩和型・住民主体型サービスの従事者を養成する研修を実施します。 介護人材を募集している介護サービス事業者に対し、受講者(希望者のみ)に関する情報提供を行い、研修修了者の就労を支援するとともに、活動の場の拡大に向けて検討します。</p>	<p>【研修開催回数】 R6 1回 R7 1回 R8 1回</p>	69 (60)	【研修開催回数】 R7 1回	A	予定通りの実施ができた。	実際に就労に結び付くよう、受講者のフォローアップを行う。
		<p>・地域支え合い型認定ドライバー養成研修 介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型移動支援サービスの従事者や、地域で高齢者等の外出支援を行うボランティアを養成する研修を実施します。</p>	<p>【研修開催回数】 R6 2回 R7 2回 R8 2回</p>	69 (61)	【研修開催回数】 R7 2回	A	予定通りの実施ができた。 また、修了後の動向を確認するため、アンケート調査を実施した。	高齢化による担い手不足が見込まれるため、修了者のフォローアップを行うことで、担い手の発掘・養成を図る。
		<p>・地域の高齢者の通いの場の充実 超高齢社会において健康寿命の延伸を図るため、定期的に介護予防体操を行う通いの場を増やします。体操の普及啓発と継続的に実施する団体に対し、病院、大学、NPOと協働し、継続して支援します。 また、既存の団体情報の集約及びインターネットへの一般公開や、住民主体の通いの場の立ち上げ支援を推進するほか、児童館等の空き時間を利用した徒歩で出かけられる通いの場の開設について、関係部署と連携し、検討します。</p>	<p>【さわやか体操を実施する通いの場の数】※再掲 R6 30団体 R7 33団体 R8 36団体</p>	69	【さわやか体操を実施する通いの場の数】※再掲 R7 40団体	A	関係機関(病院、介護施設、大学、NPO)と連携し、活動を継続する団体や新規団体に対して、継続支援を行った。児童館等の空き時間を利用した通いの場の開設し、自主活動化することができた。	後期高齢者人口の増加に伴い、高齢者の孤立を防止するため、通いの場を市内各所に普及することが重要である。 既存の団体情報の集約及びインターネットへの一般公開を行い、誰もが情報にアクセスできる環境を整えるとともに、地域で行われている通いの場の内容を充実させるよう支援する。 参加者の高齢化に伴い運営に困難が生じている団体に対しては、継続的な実施ができるよう、地域高齢者支援センターと協同して支援する必要がある。
		<p>・地域リハビリテーション活動支援事業の充実 高齢者とその家族が住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、住民主体の通いの場等における介護予防や通所・訪問サービスなどの提供により、進行予防の推進や生活期リハビリテーションの質の向上と切れ目のない体制を関係団体・関係機関等の多職種と連携しながら具体的な取組を進めます。 また、ライフステージに沿った適切な総合的リハビリテーションサービスが提供できるよう、地域ケア会議や在宅医療・介護連携推進協議会等、医療や介護の専門職間の連携強化とネットワークの構築を行います。 高齢者自身の生活習慣の改善、地域の通いの場での運動、ボランティア等による生活援助の活用を促進し、リハビリテーションの啓発や介護予防に関わる諸活動を通じた住民間の支え合いの仕組みづくりを強化します。</p>	<p>【さわやか体操を実施する通いの場における高齢者の運動機能が低下傾向にある高齢者割合】 R6 35.5% R7 35.3% R8 35.0%</p>	70	【さわやか体操を実施する通いの場における高齢者の運動機能が低下傾向にある高齢者割合】 R7 35.9%	A	通いの場における、介護予防や通所・訪問サービスの対象者を把握し、実施につなげることができた。さらに、地域の通いの場での運動を通して、リハビリテーションの啓発を行い、高齢者自身の生活習慣の改善を図った。 また、地域ケア会議や協議会の開催により、連携強化及び専門職の質の向上を図った。	地域リハビリテーション活動支援事業においては、切れ目のない体制整備や人材確保が課題である。 個人の状況に応じた、適切な総合的リハビリテーションサービスの提供を目指して、医療と介護の連携方法を検討する必要がある。 さらに、高齢者とその家族が住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、介護予防に係る諸活動を通じた、住民間の支え合いの仕組みづくりを充実させる。

第9期介護保険事業計画に記載の内容					令和7年度(年度末実績)			
区分	現状と課題	第9期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	第9期計画 掲載ページ	実施内容	自己評価	評価理由	課題と対応策
②給付適正化	<p>【現状】 介護サービス利用者数の増加に伴い、介護給付費は年々増加しています。限られた財源を有効に活用し、真に必要な方に必要なサービスを提供していくために、介護給付の適正化を推進していく必要性、重要性がさらに高まっています。 給付適正化事業の推進にあたっては、ケアマネジメントを担う介護支援専門員との連携が必要不可欠であることから、介護支援専門員による自立支援、重度化防止に向けたケアプラン作成のための研修やケアプラン点検等を実施しています。</p> <p>【課題】 適切なサービスの確保を行うとともに不適切な給付を減らすことは、介護保険制度の信頼を高め、制度の持続可能性を高めていくことにもつながります。 そのために、今後も「要介護認定の適正化」「ケアプラン等の点検」「医療情報との突合・縦覧点検」の着実な推進を図り、サービス利用者にとって適正なサービスが提供されるよう取り組む必要があります。 また、県及び国保連と緊密な連携を図りながら、国保連から提供される情報の活用を進め、ケアプランの点検や住宅改修等の点検を効果的に実施するために、介護支援専門員を含めた各種専門職等と連携した点検方法を検討するとともに、各介護サービス事業者の適正化への意識の浸透に努める必要があります。</p>	<p>・要介護認定の適正化 要介護認定は、介護保険法の定めにより、全国一律の基準で客観的かつ公平に行う必要があります。県指定市町村事務受託法人や指定居宅介護支援事業所等に委託している要介護認定の新規申請、区分変更申請及び更新申請に係る認定調査の内容について、委託事業者による書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平・公正な要介護認定の確保を図ります。 また、適切な認定調査及び認定審査の標準化を図るために、認定調査員や認定審査委員の研修を実施します。</p>	<p>【認定調査書面点検実施率】 R6 100% R7 100% R8 100%</p>	82	<p>【認定調査書面点検実施率】 R6 100% 【認定調査員や認定審査委員の研修】 R7 認定調査員研修会 2回 R7 認定審査会新任研修会 1回</p>	A	<p>市主催の介護支援専門員の認定調査員研修を行い、調査員が適正な認定調査の実施と正確な一次判定の判断ができるように促した。 認定審査会委員に対しては、統計的な推定になじまない申請者固有の手間等について、特記事項や主治医意見書の記載内容から審査判定が適切かつ公平に審査ができるよう促した。 また、新任の認定審査会委員に対して、公平・公正で適切な審査判定を行うために必要な知識の習得及び審査判定の適正化を図ることを目的に研修を実施した。</p>	<p>認定調査票の突合結果を分析した内容を、各調査事業所の認定調査員初任者研修において行っているが、必要に応じて包括連絡会やケアマネ事業部会で周知していく。 介護認定審査会の各合議体が同じ基準で公平かつ公正な認定結果が出せるよう、引き続き事務局から認定審査会委員への情報提供を行う。</p>
		<p>・ケアプラン等の点検 個々の受給者が真に必要な過不足のないサービスを提供できるよう、介護支援専門員が作成したケアプランの記載内容について点検を行い、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた支援を旨とし、質の向上を推進します。さらに、国保連介護給付適正化システムにより出力される帳票等を活用し、効果的に点検を実施します。 また、リハビリテーション専門職の協力を得て、受給者の自立支援に資する内容であるかという観点からの点検を推進するとともに、必要に応じて現地調査を実施し、要介護等認定者の身体状態に合った適切な住宅改修、福祉用具購入・貸与を推進します。</p>	<p>【住宅改修及び福祉用具購入書面点検実施率】 R6 100% R7 100% R8 100%</p>	83	<p>【ケアプランの点検】 R7 125件 【住宅改修及び福祉用具購入書面点検実施率】 R7 100%</p>	A	<p>ケアプラン点検については、ケアマネジャーとの面談を取り入れたことで、対話による相互理解や振り返りの機会が生まれ、一方では得られない気づきや支援の視点的共有につながり、ケアマネジメントの充実につながった。 住宅改修及び福祉用具購入書面点検については、適切かつ安全性の観点から、継続して複数の職員及びリハビリテーション専門職による書面点検と、必要に応じて現地調査を実施した。このことにより、職員の資質向上につながるとともに、住宅改修事業者等に対して適切かつ安全性を確保した住宅改修に必要な指導助言を行うことができた。</p>	<p>ケアプラン点検に対するケアマネジャーの心理的負担感に配慮しつつ、対話を重視した点検を継続しながら、学びや気づきにつながる前向きな取り組みとなるよう、効果的な実施方法を検討していく。 住宅改修等の現地調査については、申請書類が提出されてから改修等までに急ぐケースが多いことから、現地調査が必要な住宅改修については、迅速に日程調整実施する必要がある。</p>
		<p>・医療情報との突合・縦覧点検 国保連介護給付適正化システムにより出力される帳票等を活用し、後期高齢者医療制度及び国民健康保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検(医療情報との突合)を行うほか、受給者毎に複数月にまたがる支払情報(請求明細書の内容)を確認し、提供されたサービスの整合性の点検(縦覧点検)を行うことで、適正な請求の促進を図ります。さらに、国保連への委託により実施件数の拡大を図ります。</p>	<p>【実施回(月)数】 R6 12回 R7 12回 R8 12回</p>	83	<p>【実施回(月)数】 R7 12回</p>	A	<p>国保連に縦覧点検、医療給付情報の突合について委託しており、医療給付情報と介護給付情報の突合により、適正な給付へと繋がった。</p>	<p>今後も、請求明細書の確認及び判定(正当、過誤等)を行う等、国保連協会からの保険者支援を受けながら、給付の適正化を継続して実施する必要がある。</p>